

令和 7 年第 4 回
利根町議会定例会会議録 第 4 号

令和 7 年 1 2 月 1 0 日 午前 1 0 時開議

1. 出席議員

1 番	篠 塚 敦 君	7 番	新 井 邦 弘 君
2 番	山 崎 敬 子 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	本 谷 孝 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	佐 藤 眞 一 君	1 0 番	船 川 京 子 君
6 番	峯 山 典 明 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	山 崎 誠一郎 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	松 本 浩 睦 君
政 策 企 画 課 長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課 長	木 村 宜 孝 君
防 災 危 機 管 理 課 長	齊 藤 秀 樹 君
税 務 課 長	鈴 木 壮 君
住 民 課 長	渡 辺 泰 幸 君
福 祉 課 長	服 部 豊 君
子 育 て 支 援 課 長	松 永 重 生 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	山 田 博 子 君
生 活 環 境 課 長	雑 賀 正 幸 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	古 山 栄 一 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	藤 波 勝 君
建 設 課 長	北 澤 忍 君
会 計 課 長	本 谷 幸 洋 君
学 校 教 育 課 長	清 水 敬 子 君
生 涯 学 習 課 長	亀 谷 英 一 君

指 導 課 長 石 井 康 之 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	大 越 聖 之
書	齋 藤 リ マ

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

令和7年12月10日（水曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--|--|
| 日程第1 | 議案第69号 | 利根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第70号 | 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第71号 | 利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第72号 | 利根町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第73号 | 令和7年度利根町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第6 | 議案第74号 | 令和7年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第75号 | 令和7年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第76号 | 令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第77号 | 令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第78号 | 令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第5号） |
| 日程第11 | 議案第80号 | 利根町教育委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第81号 | 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第13 | 議員派遣の件 | |
| 日程第14 | 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件 | |

1. 本日の会議に付した事件

- | | |
|------|--------|
| 日程第1 | 議案第69号 |
| 日程第2 | 議案第70号 |
| 日程第3 | 議案第71号 |
| 日程第4 | 議案第72号 |
| 日程第5 | 議案第73号 |

日程第 6 議案第74号

日程第 7 議案第75号

日程第 8 議案第76号

日程第 9 議案第77号

日程第10 議案第78号

日程第11 議案第80号

日程第12 議案第81号

日程第13 議員派遣の件

日程第14 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務
調査の件

午前 1 0 時 0 0 分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

○議長（大越勇一君） 諸般の報告を行います。

総務産業建設委員会から付託審査中の事件について、閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、タブレットに掲載してあります。

次に、議事日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第 1，議案第69号 利根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告議員は 2 名です。

通告順に質疑を行います。

8 番井原正光君。

○ 8 番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

まず、第 3 条の公務の遂行を補助した職員が亡くなられた場合、死亡手当が支給されるのかどうなのか、第16条には死亡手当の額なども載っておりますけれども、この辺につい

て説明してください。

それから、任命権者以外の機関からの旅行依頼とはどういうものがあるのか、例など二、三、お聞かせください。

それから、この場合の旅費の支給等についての説明をお願いいたします。

それから、第6条関係の経済的な経路についてという文言がありますけれども、経済的な経路の意義、高速を使う、高速を使わない、あるいは時間の短縮を図る、図らない、そういったいろいろな要素がある中で、ここに書いてある経済的な経路とはどういうことを指すのか、それを説明してください。

それから、包括宿泊費について、これについての概算払い等の措置はあるのかどうなのか、その辺について、それからもう一つ、宿泊手当、何か安いような感じするんだよね。これは決められたことだからと言えばそれまでなのだけれども、この額でも泊まれるところがあったら、こういうところがあるよと教えてください。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） それでは、井原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、第3条の公務遂行を補助した職員が死亡したとき、死亡手当が支給されるか、第16条関係についてお答えさせていただきます。

まず、前提として、第16条で規定しております死亡手当は、外国における死亡に伴う諸雑費に充てる費用として支給するものでございます。そのため任命権者以外の機関の依頼に応じ公務を補助するため職員が外国旅行した際に死亡した場合、死亡手当が支給されるということになるかと思いますが、支給できるということの回答になります。

続きまして、第4条、任命権者以外の機関の旅行依頼とは、この場合の旅費の支給についてなのですが、第4条の任命権者以外の機関からの旅行依頼というのは、公務遂行を補助するため、証人または参考人などとして国の機関などから依頼された旅行とした場合のことを指し、当該職員に対し旅費を支給することを第3条第4項で規定しております。

続きまして第6条、経済的な経路について説明させていただきます。

第6条について、国の法律及び当町においては、最も経済的な通常の経路及び方法を一つの言葉として捉えております。そこで国の解釈を拝借しますと、最も経済的な通常の経路及び方法とは、通常の経路、鉄道、船舶、航空機などの交通手段のうち、一般に利用されている経路及び方法のうち、一つの旅行区間における最も安価、安いものに限らず、当該旅行に係る旅費の総額や旅行者の移動にかかる時間、コスト等を踏まえて、旅行命令権者が適当と判断した経路が方法とのこととございます。旅行中の移動には人件費がかかりますので、そのあたりも考慮し旅行命令権者が適当と判断した経路及び方法のこととなっ

ております。

続きまして、包括宿泊費は概算払いが可能なのかということなのですが、第13条の包括宿泊費では移動と宿泊が一体となったもの、いわゆるパック旅行について支給する規定となっておりますが、概算払いが可能なという質問については、旅費については概算払いは一つの旅行が引き続き2日以上にわたる、いわゆる1泊2日にわたる場合には概算払いが可能となることを地方自治法施行令及び利根町の財務規則でも規定されておりますので、包括宿泊費は移動と宿泊が一体となったものでございますので、概算払いは可能であると考えております。

続きまして、最後の宿泊手当、規定しているのは1夜2,400円なのですが、こちらあくまでも宿泊手当なのです。宿泊費とはまた別なので、宿泊費は宿代なのですが、宿泊手当はまた別なので、第14条の宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として支給する費目となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光君。

○8番（井原正光君） 大体分かりました。

それで第6条関係なのだけでも、今は大概車を利用することが多いと思うんだよね。鉄道、バス等でもって行く場合もあるので、その辺の旅行命令の鉄道で行きなさいとか、車で行かないとか、そういうことの指定というか、そういうところまで命令するのかどうなのか、今、そういうことをお聞きしたい。

それからもう一つは、一番最初の第3条関係のやつで第16条関係なのだけでも、死亡手当の額、確かに前よりも何十万円か上がっています。上がっているのだけでも、死亡手当の額というのは、この額そのものが本人の、本人というか家族や何かに行くのではなくて、その上の第1条関係に見ると、死亡手当に充てるための費用だというふうに書いてあるのだけれども、これは全然遺族等にはこの額は手に入らないという、そういう意味なのですか。その辺説明してください。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） まず最初に、第6条の経済的経路についてなのですが、井原議員がおっしゃるとおり、例えば県とかの出張の場合、公用車とかで出張するかと思いますけれども、そのときに例えば1人でそういう長時間運転となる場合に関しては、例えば運転に支障が出るとなれば電車で行くというのも可能ではございます。そういった場合には、その任命権者のほうが本人との話の中で決定していければいいかと思っております。

続いて、死亡手当に関してなのですが、こちらのほうは遺族のほうにも支給できる規定となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑が終わりました。

次に、6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） それでは、議案第69号の質疑をさせていただきます。

まず一つ目に、提案理由では改正理由を国家公務員等の旅費に関する法律改正に対応、事務負担軽減、町費の適正支出としておりますが、利根町の実情、財政状況や出張回数、行政DX推進体制など、これらの検討状況は示されておられません。検討資料がございましたら掲示していただきたいです。また、今回の改正案の効果を定量的に示す資料があれば、こちらも併せて御提示いただきたいです。

二つ目に、今回の条例及び規則改正により旅費種別や請求手続が複数に細分化されておりますが、改正前後の事務処理に要する工数の比較、会計、総務担当者の業務量、変化の見込み等について整理した資料はございますか。また、事務負担軽減効果を示す根拠があれば御説明いただきたいです。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） では、峯山議員の御質疑に対してお答えさせていただきます。

まず1点目の提案理由の改正理由にあります国家公務員等の旅費に関する法律の改正に対応、事務負担軽減、町費の適正支出の資料なのですけれども、お示しできる資料は二つともございません。

続きまして、今回の条例のほうの整理した資料がありますか、こちらのほうも資料はないのですけれども、事務負担軽減を示す根拠があれば説明してくださいということなので、幾つか説明させていただきます。

現行の条例では、例えばなのですけれども、急行料金、片道100キロ以上移動する場合に支給する車賃、路線バス等を利用する際の旅費は原則1キロメートルにつき35円を支給すると規定しております。この条例は、昭和32年に制定され、今日まで必要に応じて金額や運賃、等級等の見直しは随時行ってきたものの、基本的な内容が維持されてきました。条例制定当初は急行列車が普及しておらず、運行する路線が限定的だったことなどから距離による一律制限を設けたものでありますが、急行列車の運行が一般化、多様化した現在では、距離により一律にその利用を制限する合理性が失われてきております。また、車賃について条例制定当初は民間のバス等の運賃や経路の確認、交通機関の利用証明が困難であったことから一律の定額を設けたものでございますが、これらが容易となった今日においては定額を設定する合理性が失われてきておりますので、現行の条例の内容は必ずしも現下の経済社会情勢に合わないものとなっているため提出議案の改正条例、現行の条例を抜本的に見直す内容となっております。また、働き方改革に資する事務負担軽減を図るため、旅費の請求計算業務の煩雑化を解消する内容となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 2回目の質疑をさせていただきます。

まず一つ目に、これは職員たちと協議ということはされたのでしょうか。

そして二つ目に、今回、国家公務員等の法律改正によるものですが、地方自治体としてそれが本当に適切なかどうか、その協議はされたかどうか、以上2点を伺います。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） 今回、職員との協議をやったかどうかなのですが、職員との協議、意見聴取、合意形成、いずれも実施しておりません。今回の条例の改正により日当とかは廃止となっておりますが、現行の規定でも日当は昼食代を含む諸雑費及び目的的地内を巡回するための交通費を賄う旅費とされておりますが、昼食代等通常の勤務地でも必要となる費用であるから、昼食代は支給しないものとして整理したものでございます。

また、現行の条例においても日当の支給の特例として、内国旅行の日当については支給しないと規定しておりますので、これらの理由から職員との協議、意見聴取、合意形成は実施しておりません。

あともう一つ、国の旅費制度に合わせたものとして比較したかどうか、町として、地方公務員法第24条第4項の職員の勤務時間、その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失わないように適当な考慮を払わなければならないとの規定に基づく国との権衡を図る観点から、国に準じた改正を行う必要がございます。

他の自治体も順次国に準じた改正を実施しているため、条例改正が議決した幾つかの自治体を参考にして今回も改正を作成させていただきました。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 3回目、最後の質疑をさせていただきます。

まず一番最初に通告した質疑の①、一つ目のところで、資料ございませんということなのですが、これは比較検証自体がされたのかどうか伺います。

そして二つ目に、今回直接支払制度がございますけれども、不正防止と透明性の確保についてはどのようにお考えか、そして、オンライン会議、これが普及されておりますけれども、このオンライン会議による旅費の削減効果、これも検証されたのかどうか、以上3点伺います。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） まず最初に、一つ目の質問のところの費用の見直しの資料のほうは、比較とかも特にはしておりません。

二つ目の直接支払のほうは、透明性に関してはあくまでも今回旅費に関しては全て領収書等の添付が必要になるかと思います。

続きまして、オンライン会議の減額効果、分析を行ったかどうかということですが、こちら旅費支払い総額の直近5年の推移や電子化、オンライン会議普及による減額効果分析は、特には行っておりません。今回の改正の目的は、あくまでも国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担軽減を図ることが目的でございますので、医療費支払い総額の直近5年の推移や電子化、オンライン会議普及による減額効果の分析は行っておりません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

6 番 峯山典明君。

〔6 番 峯山典明君登壇〕

○6 番（峯山典明君） 6 番 峯山典明でございます。

議案第69号に対し、反対の立場で述べさせていただきます。

まず、今回、基となるものは国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律であり、国に準ずるといふ御説明がございましたけれども、地方自治体に義務づけられたものではございませんので、改めて比較検証、そして、どのような事務負担軽減や制度見直しというものがあつたのか、こちらの御説明というものはいただかないとなかなか評価することが難しいと判断いたしました。独自の検討内容、こちら必要性というものが必要ではないでしょうか。

以上のことから、議案第69号に反対いたします。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第69号 利根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第2，議案第70号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） それでは，議案第70号の質疑をさせていただきます。

今回六つ質疑させていただきます。

まず一つ目に，町長が別に定める方式に変更することで議会の承認が必要となりますが，条例で定める方式から改めた理由，金額表削除の必要性和根拠等の資料をお示してください。

二つ目，航空運賃です。こちらの最上級の直近下位の級まで認める読替えを行った理由と対象となる具体的な等級の一覧，そして財政影響の試算があればお示してください。どこまで増額できるのか，明確な上限規定についてです。

三つ目に，国の旅費制度改正に合わせたとありますが，こちらは先ほど質疑しておりますけれども，こちらと同じでございます。

四つ目に，利根町独自の自主判断を行う理由，こちら先ほどの質疑と同じでございます。

五つ目，一般職との均衡の観点から今回の改正で特別職旅費は，どのような差異が生じるのか。

六つ目，提案理由に町費の適正な支出とございますが，町民福祉との関係について整理した資料があればお示してください。効果検証や比較資料があれば，併せて御説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長 松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） それでは，峯山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず一つ目，町長が別に定める方式に変更することで議会の承認が不要となりますが，なぜ条例で定める形式から改めたのか，金額表削除の必要性和根拠となる資料をお示ししてくださいということなのですが，第8条第2項の宿泊費を町長が別に定める額とする規定について御説明申し上げます。

一般職員の宿泊費基準額につきましては，利根町職員の旅費に関する規則において，国家公務員等の旅費支給規程の別表第2の職務の級が10級以下の者の項に定める額とすると規定しております。同様に特別職の宿泊費基準額は，国家公務員等の旅費支給規程の別表第2の指定職職員等の項に定める額として内規のほうで定める予定でございます。

この形式にした理由としましては，今回の国の旅費の改正で国家公務員等の旅費支給規程の別表第2の宿泊費基準額が，内国については県別に定められており，外国については

都市別に定められておりますので、条例ではなく規則や内規で規定する形式を取らせていただきました。

続きまして、航空賃について最上級の直近下位の級まで認める読替えを行った理由と、対象となる具体的な等級の一覧と財政影響の試算があれば示してください、どこまで増額できるか明確な上限規定は存在するかという御質疑なのですけれども、現行の特別職の条例ですと、航空賃は、一般職の職員の例によると規定しております。現行の一般職の条例を見ますと、第26条航空賃及び車賃において、運賃の等級を二つ以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃となっており、アで6級の職務にある者については最上級の運賃、イ、5級以下の職務にある者については最上級直近下位の運賃となっております。運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃と規定されているため、現行の条例では航空会社の規定によりますが、仮にファーストクラス、ビジネスクラス、エコノミークラスと階級が区分されている場合、特別職の常勤職員はファーストクラスの運賃の旅費の支給を受けることができる規定となっております。こちら、時代に即さないという規定となっているため、今回の改正で最上級の直近下位の級の運賃まで支給できると規定したところでございます。具体的な等級や金額については、各航空会社や行き先により変わりますので、明確な条件は定められないのが現状でございます。

続いて、先ほどもお話しさせていただいた国の旅費制度改正に合わせたとありますが、国と同等基準とする必要について町として判断材料を伺います、比較検討した自治体があれば示してくださいということなのですけれども、地方公務員法第24条第4項の職員の勤務時間、その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たって、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失わないように適当な考慮を払わなければならないの規定に基づき、国と権衡を図る観点から国に準じた改正を行う必要があるため改正したものです。他の自治体も順次、国に準じた改正を実施しているため、条例改正が議決されている幾つかの自治体を参考にして利根町も今回改正をさせていただいております。

次に、利根町独自の自主判断を行わない理由ですけれども、先ほど御説明いたしました航空賃につきましても、特別職の職員は最上級の運賃から最上級の直近下位の級の運賃に変更しております。一般職の職員も原則は、最下級の運賃に変更しております。また、鉄道賃におきましても国は運賃に必要であれば特別車両料金を追加し料金を支給できますとなっておりますけれども、当町の現行の条例においても特別車両料金も支給できとなっておりますが、今回の改正では特別車両料金の支給は廃止としております。

続いて、一般職との均衡の観点から今回の改正で特別職の旅費はどのような差異が生じるかの説明なのですけれども、特別職の職員と一般職の職員との旅費の差異については、一般職と異なる点は、航空賃の外国旅行の場合、原則一般職が運賃等級が区分された航空機による移動する場合は最下級の運賃に対して、特別職は最上級の直近下位の級となって

おります。

続いて、宿泊費は国家公務員等の旅費支給規程の別表第2の職務の級が10級以下の者の項に定める額に対して、特別職は指定職職員等の項に定める予定でございます。

こちらの2点以外の旅費の額は、一般職の職員の例によると規定しておりますので、一般職と均衡が取れていると考えております。

続きまして、提案理由の町費の適正な支出とありますが、町民福祉との関係について整理した資料があればお示ししてください、効果検証が比較資料があれば併せて説明をお願いしますということなのですが、町民福祉との関係について整理した資料はございません。ただ、町費の適正な支出としまして、第69号の利根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の第23条、旅費の返納を新設しております。第23条では、条例に違反して旅費を受給した旅行者に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等の控除を可能とする規定を新設しております。今回の旅費制度の見直しにおいて、これまで定額で規定されていた宿泊料等を実費支給とすることを予定していることから、旅行の実態に即した旅費の支給が可能となる一方で、一定程度自由度が増す面もあることから、より一層適切な支給を担保としていく必要があることから、第23条を新設することで不正受給の発生を抑止するとともに、仮に不正受給が発生した場合には厳格に対処することといたしました。この仕組みの導入により、旅費の不正防止、冗費節約を図ることとし、今後とも町費の適正な支出の確保に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 2回目の質疑をさせていただきます。

最下級ということなので、とてもよい改正にはなるのですが、これも先ほどと同じで、地方自治体として義務づけられてはいないと思うのですが、このように国に準じて行うということに対して、町がこのような改正することによって利点があるということをやより具体的に示していただかないと、なかなか判断することは難しいのですが、先ほどの第69号と同じです。こちらと同じように比較検証した資料というものが無いということですが、今後、同じようなことが起きる可能性があります。やはり資料は示していただきたいのですが、こちら比較検証自体もされていないということですのでよろしいですか。

二つ目に旅費額の別表を条例から削除した、これに対する具体的な根拠と、あと宿泊費について町長が別に定める額とした場合、その決定内容について、どのような方法とタイミングで議会及び住民に公開されるのか、こちらを伺います。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

まず最初の事務検証の資料なのですが、やはりございません。

続いての金額の削除ですけれども、先ほどもお答えさせていただいたとおり、今回の国の旅費の改正で国家公務員等の旅費支給規程の別表第2、宿泊費基準が内国について県別に定めておりますので、外国についても都市別に定められておりますので、条例ではなく規則や内規で規定するものとして形式を取らせていただきます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） まず2回目の質疑のときの一番最後の質疑の内容で、決定内容です。町長が別に定める額とした場合、その決定内容はどのような方法とタイミングで議会や住民に公開されるのかということをもう一度再質疑させていただきます。

そしてもう一つ、内規で定めるということなのですけれども、これ先ほど一番最初の答弁の中で定める予定とございました。これはいつ頃定めるのでしょうか。

以上です。

○議長（大越勇一君） 総務課長松本浩睦君。

○総務課長（松本浩睦君） お答えさせていただきます。

あくまでも、この規定の中でも、その内規の決める決定時期なのですけれども、こちら、附則のほうにも施行日のほうが来年度令和8年4月1日から施行なので、それまでには内規のほうを決定させていただいて、うちのほうで決定するものでございます。特に住民のほうに、内規なのでお示しする予定はございません。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論は、まず、原案に反対する議員の発言を許します。

6番 峯山典明君。

〔6番 峯山典明君登壇〕

○6番（峯山典明君） 6番 峯山典明でございます。議案第70号に対して反対の立場で述べさせていただきます。

時代に即した大変よい改正案ではございますが、やはり町と国との違い、こちらの根拠、こちらを示す具体的な資料の提出がないと、やはりなかなか判断することは難しいのかなと考えております。判断に必要な資料、こちらを示していただいて改めて私たちが判断する、これが一番望ましいのかなと考えております。

先ほど、内規なのでということでしたけれども、やはり全て国の法律に従って準じて町も改正するではなくて、利根町にとって何がよいのかを判断し、その資料を提出して議会に上程する、その上で私たちが判断する、これが一番望ましいものだと考えております。

以上の理由から反対とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第70号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第3、議案第71号 利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

8 番井原正光君。

○8 番（井原正光君） それでは質疑いたします。

今回ようやく、とねふれあいプラザということで愛称が決まりました。大変よかったなというふうに思いますが、条例の名称までなぜ変えなかったのかなと、こういうことでの条例、名称にするのは非常に呼びやすいというか親しみやすい条例になったのかなというふうに思うのですけれども、この辺の議論というか、どのように議論されたのか、その辺お話しください。

それから、あとは利用時間が19時と、7時までというふうになっているかと思うのですが、これでは何か少し幼児、子供さんや何かはいいかもしれませんけれども、大人が利用する場合はやはり9時頃まで利用、開館というか、広げたほうがいいというふうに私は思っているのです。普通は体育館や何かを借りている場合でも、皆さん9時まで利用されていますよね。そういう意味で、なぜ7時なのかについてお尋ねいたします。

それからトレーニングルームの利用の中で、1時間以上の場合は云々と1時間に切っているのだけれども、これを1時間では何か足りないような感じがするのです、健康な大人は。やはり2時間ぐらいは汗を流していたい、頭を使っていたいというように感じるのだけれども、この辺の1時間とした理由、これは時間の料金の関係でこうなったのかどうか、その辺も含めて御説明ください。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉センター所長山田博子君。

○保健福祉センター所長（山田博子君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

健康増進等複合施設の名称につきましては、令和7年第1回議会定例会の質疑で当時の所長がお答えした答弁と重複するところがございますが、施設は健康保持増進に関すること、社会福祉や児童福祉を目的とする事業、自主的な生涯学習活動など様々な事業を複合的に行いますので、施設の機能を包括するこの名前は名称は残すことで役割や目的を明確にしていきたいと考えております。

また、設置条例制定の際に行いましたパブリックコメントにおきまして、町民の方から、楽しく利用、活動できるイメージの名称を公募してはどうかというような御意見をいただきました。町といたしましては、愛称として募集を行い、投票数の多かった名称の中から決定しましたので、施設の名称と併せまして愛称につきましても条例で規定しておきたいと考え、改正を行ったものでございます。

今後、看板等におきましては、愛称による表示にしていきたいと考えております。あくまでも設置条例の名称は施設の機能を包括するこの名称として、健康増進等複合施設のままとしたいと考えております。

続きまして、利用時間が19時までだと短過ぎるということでございますけれども、開設しまして、これまでの利用状況によりますと、17時以降の利用が大幅に減少する傾向にございます。また、これまで19時以降の開館を求められるというような具体的な御意見や要望は事務局のほうに寄せられておりません。以上のことから、現行の利用時間のままで運営していきたいと考えております。

最後に、トレーニングルームの1時間以上の利用についてでございますけれども、別表の利用時間及び使用料におきまして、時間帯ごとの使用料を定めております。このトレーニングルームを1回利用時間1時間を超えて利用を希望する場合は、延長という形で利用していただくことになります。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原正光君。

○8番（井原正光君） ありがとうございます。

質疑というのではないのですけれども、一つの提案みたいなことなのですから、難しい施設名、難しいというか長ったらしい健康増進等複合施設と、誰でもこういうふうなのをすらすらと言う人はいないよね。これをやっと愛称として、とねふれあいプラザというふうな名称になった。こういう親しみやすい名称を使つての条例、これは必要だと思うのです。今後、ユニークな名前の条例というのは町民から親しみやすい、あるいは全国から見ても、おやっと思うようなことで目を引くということで、なるだけ今後条例、税条例や何かは変えられませんが、こういう変えられるところはなるだけ名称イコール条例だというふうなことで直していただければなという、これは余計なことなのですから、

考えていただければということで意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑が終わりました。

次に、6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） それでは、議案第71号の質疑をさせていただきます。

今回九つ、4番目、こちらは取り下げますので、八つ質問させていただきます。

まず一つ目に、別表で使用料が設定されておりますが、維持管理費、光熱費、更新費、利用率予測ほか自治体比較など算定根拠となる資料が示されておられませんので、具体的にどのような算定方式により料金を設定したのか伺います。

二つ目に、別表備考③では、町長が営利目的と認めた場合、使用料を3倍にすると規定がございます。適用対象の判断基準の詳しい説明を求めます。

三つ目に、条例第10条第3号に規則で定める事由とありますが、より詳しい説明を求めます。

4番目は該当しないということですので、取り下げます。

五つ目に、eスポーツベースが無料となる理由。

六つ目に、トレーニングルームの利用者がスタジオ内で運動するのは、スタジオの予約が入っていないときに限るのか。

七つ目に、展示室はどのような仕様になるのか。

八つ目に、料金はどこで誰が徴収するのか。

最後、料金はどこで誰が徴収するのかなんですけれども、徴収する場所、支払い場所についても伺います。

最後九つ目に、現金を扱うことでスタッフの心身的負担増につながらないかどうか、以上伺います。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

保健福祉センター所長山田博子君。

○保健福祉センター所長（山田博子君） それでは、峯山議員の質疑にお答えいたします。

まず、使用料の設定につきましては、受益者負担の原則から施設の維持管理に要する人件費、需用費、役務費、委託料などの経費に基づき、一定程度の費用負担を受益者に求めるのが公平性を図る観点から必要であると認識しております。

しかしながら、今回の使用料の設定につきましては、当町で同様の施設である三つの生涯学習施設で既に使用料を徴収していますので、その施設の設置及び管理に関する条例に基づく使用料を参考に設定させていただきました。

また、トレーニングルームにつきましては、1回につき100円として、1回の利用は1時間以内としています。こちらは令和6年度まで保健福祉センターで行っておりましたトレーニングにおいて1回100円としていたことから、同じ料金にしております。

続きまして、町長が営利目的と認めた場合の判断基準でございますが、こちら生涯学習施設の設置及び管理に関する条例と同様の規定を定めたものでございます。（１）で、物品の展示、宣伝、販売に利用する場合、（２）で入場料、参加料、受講料等を徴収する場合を規定しておりまして、（１）及び（２）以外の行為で、例えば宣伝や勧誘などの利用者の行為が営利目的で行われるような場合など、個別の具体的な事案において公平かつ実態に即した判断を行いまして、営利目的と認められる場合は使用料の３倍額を徴収できるように規定したものでございます。

続きまして、条例第10条第３号の規則で定める事由につきましては、参考資料の利根町健康増進等複合施設管理規則第７条に規定しておりまして、使用料の減免の第１号から第11号までを示しているところでございます。

まず第１号から第９号までは全額免除を規定しております。第１号、町以外の官公署等が公益目的のために主催し、又は共催する事業であるとき、第２号、町内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校が、保育活動又は教育活動の一環として利用するとき、第３号、社会福祉法人利根町社会福祉協議会が自らの事業の用に利用するとき、第４号、利根町の福祉団体が利用するとき、第５号、利根町文化協会、利根町スポーツ協会その他社会教育団体が利用するとき、第６号、利根町住民協働事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた団体が利用するとき、第７号、生活保護法による援助を受けている者が利用するとき、第８号、身体障害者手帳、精神障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者が利用するとき、第９号、身体障害者、精神障害者又は知的障害者で構成される団体が利用するときと規定しております。また、第10号の利根町区長設置に関する規則に規定する区が利用するときは、５割免除としております。第11号では、第１号から第10号に規定する以外で公益性が高いと認められる場合など、町長が特別の事由があると認めるときの減免について規定をしております。

次に、eスポーツベースを無料とした理由でございますが、本事業は多くの方にeスポーツを練習、体験を行っていただきまして、多世代交流や生涯スポーツの推進を図ることを目的としており、提供するゲームソフトにおいては著作権の観点から無料のソフトとしております。使用料を徴収する場合は、ゲーム会社に対しましてゲームごとの著作権の利用許可が必要になりますので、無料で運営をいたします。

次に、トレーニングルームの利用者がスタジオ内で運動するのは、スタジオの予約が入っていないときに限るのかという御質疑につきましては、スタジオはトレーニングルームの奥にあるスペースでございますので、スタジオの予約が入っていない場合にスタジオを開放しまして、トレーニングルーム利用者に利用していただけるように検討、準備をしております。

続きまして、展示室の使用につきましては、施設内の一部の壁にピクチャーレールを設置することや工芸品などを置くテーブルを設置することなどを検討しております。利用の仕

方につきましては、作品展示を希望する個人や団体に対して一定期間借りていただき、多くの方に作成された作品の展示機会を提供する場所として利用していただくことを想定しております。

次に、料金の徴収につきましては、指定管理者である社会福祉協議会に委託しておりますので、社会福祉協議会の管理の下、施設入り口を入れて正面の総合受付において受付の担当者が行う方向で調整しております。

最後に、現金取扱いに関してのスタッフの負担についてでございますが、現在この施設は指定管理者である社会福祉協議会で管理運営を行っていただいておりますので、今回の条例の一部改正においても指定管理者の業務として料金徴収の規定を追加させていただきましたので、社会福祉協議会が行うこととなります。これまでも社会福祉協議会は、すこやか交流センターの指定管理者も行っていただいておりますが、現金取扱いに関する負担を減らすためにも現金管理の事務手続の打合せやレジスターの設置による環境整備などを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 2回目の質疑をさせていただきます。

まず、eスポーツベースに関してですけれども、先ほど著作権が発生するということでしたけれども、これは1回ごとに発生するのか、それとも年間まとめて1回大きい金額を支払えばそれで終わりなのか。

そして二つ目、（6）番、こちらが今、検討、準備ということですが、今回の条例が令和8年度の4月1日から施行となっております。同じくこのスタジオも4月1日からなのか伺います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、eスポーツベースの著作権について御説明いたします。

この著作権につきましては、ゲームごとによって異なりますので、あるイベントに対してのみ許可するというものもあれば、年間を通して大丈夫というものもございます。逆に料金を取るものであれば、使用できないというものもございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 保健福祉センター所長山田博子君。

○保健福祉センター所長（山田博子君） スタジオの開放に関してですけれども、4月に向けて準備をしておりますので、今も予約が入っていないときに利用できるような体制を準備して、何というのですか、使えるときは使うような体制を整えているところです。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第71号 利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第4、議案第72号 利根町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

6番 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） それでは、議案第72号の質疑をさせていただきます。

こちら、4項目質疑させていただきます。

まず一つ目に、隔月徴収に変更した自治体の実績として、滞納件数の変動についてどのように把握しているのか、また、利根町としては影響予測や対応策の検討を行ったかどうか伺います。リスクマネジメントとして、分割納付制度や口座自動振替促進など、対策の検討の余地はあるのかどうか。

二つ目に、施行時期が令和8年4月1日、適用対象は5月1日以後とありますが、住民への周知方法はどのように計画されているのでしょうか。既にチラシ配布を行っておりますが、十分であると判断しているのかどうか。

三つ目に、第14条第2項ただし書の運用について、適用基準や対象事例の考え方があるか、何をもって必要があると認めるのか、過去の運用例または想定ケースがあれば伺います。

四つ目に、この改正に伴う行政コストの変化について、削減効果の見込額及びリスク評価の有無を伺います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

生活環境課長 雑賀正幸君。

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、御質疑にお答えをいたします。

まず、本条例の改正内容につきましては、下水道使用料の徴収について毎使用月から隔月に変更するものでございます。当町の下水道使用料徴収事務は、茨城県南水道企業団との共同事業として構成団体の龍ヶ崎市、牛久市、取手広域下水道組合、利根町が負担金を支払う形で、茨城県南水道企業団が検針、徴収業務を実施をしております。今年10月の茨城県南水道企業団の議会におきまして、令和8年4月より隔月請求とする条例が可決されましたことから、当町においても改正案を提案したところでございます。ほかの構成団体におきましても、必要に応じて改正案を議会に提出しているとは伺っております。

それでは、（１）の質疑についてでございますが、当町におきましては、隔月請求に変更した自治体の実績や滞納件数の変動について、把握はしておりません。影響予測や対応策の検討、リスクマネジメントにつきましても、検討はしておりません。共同事業では、当初の請求から２年間は、茨城県南水道企業団が滞納整理を含めた業務を行いまして、２年目以降、未納金があった場合には、その後の滞納整理は各構成団体が行うこととなっております。

参考までに、令和7年12月2日時点での約２年経過する令和5年度の下水道使用料を見ますと、調定額１億6,852万7,700円に対しまして未納額は19万2,720円で、収納率は99.88%となっております。県南水道企業団において対応いただく２年の期間に大部分が徴収されますことから、議員おっしゃるような検討は町のほうでは実施はしておりません。

この件につきまして、茨城県南水道企業団へ確認をしましたところ、他団体の滞納整理の実績については調査はしていないとのことでございました。また、２か月の支払いになるため支払いが困難になるお客様がいらした場合には、相談により納期限を延長するなど支払いを猶予する柔軟な対応をしたいとのことでございました。

次に、（２）につきまして、周知については茨城県南水道企業団と協力して行っており、既に今年11月に回覧を通じて隔月検針請求に変更になる準備を進めている内容の情報を発信いたしました。今後、令和8年1月の検針時に検針員によるリーフレットの配布を行い、令和8年2月には広報とねにおいて情報を掲載する予定で準備を進めております。また、公共下水道のみを使用している使用者や遠方に送付先のある使用者にはリーフレットを郵送する予定でございます。町公式ホームページと茨城県南水道企業団のホームページにおいても並行して情報を掲載していく予定でございます。お客様に着実に届くよう、様々な方法での周知を予定しております。

次に、（３）につきまして、基本的には２か月での請求になりますが、月途中での利用の開始や中止に関しては、１か月や1.5か月での使用期間となる場合がありますので、２か月に満たない場合を想定し、ただし書を設けさせていただいております。茨城県南水道企業団の給水条例においても、同様にただし書を設けております。

次に、（４）につきまして、茨城県南水道企業団のほうでは、検針費用や収納手数料、

郵送代などを含め、年間税抜き6,600万円のコスト削減を想定している話でございました。近年の物価高の影響も受けることが想定されますので、実際のところはどこまで削減となるか見込みは難しいとは考えております。当町では、茨城県南水道企業団へ負担金を支払っておりますので、そちらも減額となることが見込まれております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第72号 利根町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時20分とします。

午前11時02分休憩

午前11時20分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第5、議案第73号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

質疑通告議員は3名です。

通告順に質疑を行います。

10番船川京子君。

○10番（船川京子君） それでは、議案第73号、利根町一般会計補正予算（第7号）について質疑をさせていただきます。

初めに、29ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、子ども・子育て支援交付金14万7,000円の減、款15県支出金、項2県補助金、子ども・子育て支援交付金7万3,000円の減についてお聞きしたいと思います。

説明では、衛生費において計上していた事業の一部を民生費へ組み替えたことによるものとの説明がありましたが、その事業内容と理由をお伺いしたいと思います。

続きまして、36ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、日中一時支援費96万8,000円、こちらの説明では利用件数が増加によるものとありましたが、利用件数が増加することは金額から見ても容易に推測できます。そこで、現場の状況も含め、もう一步具体的な説明を伺いたいと思います。

続きまして、45ページ、款9 教育費、項4 社会教育費、文化センター管理事業、工事請負費2,565万2,000円の減について、多目的ホール照明器具ほか更新工事によるものであり、入札による執行額確定による減額との説明がありました。物価高騰の今、およそ2,500万円の減額には強い印象を持つところですが、詳しい説明を求めたいと思います。

続きまして、48ページ、款9 教育費、項5 保健体育費、町民運動会運営サポート業務委託44万円の減、これについては、町民運動会全体で54万9,000円の減との説明でした。委託料、町民運動会運営サポート業務委託44万円の内容について、お伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 船川京子君の質疑に対する答弁を求めます。

子育て支援課長松永重生君。

○子育て支援課長（松永重生君） 補正予算書29ページのほうの国庫支出金14万7,000円及び県支出金7万3,000円の減の理由でございますけれども、この事業につきましては子ども・子育て支援交付金は、妊婦のための支援給付交付金事業における健康管理システム賃借運用経費及び通信運搬費の国の2分の1、県の4分の1の補助分となります。こちらは当初予算編成時には、子ども・子育て支援交付金の妊婦と包括相談支援事業分として補助を申請する予定で計上しておりましたが、申請の際にこども家庭センターの人件費分が子ども・子育て支援交付金の妊婦等包括相談支援に該当することが分かりまして、その人件費のみで基準額を満たしてしまったため、子ども・子育て支援交付金の申請につきましては人件費に充て、事務費分につきましては衛生費の妊婦のための支出給付費補助金へ申請することとしたため衛生費の事務費分を減額し、民生費の人件費分を増額いたしました。衛生費のほうの妊婦のための支援給付費事業補助金の増額につきましては、まだ令和7年度の支出額が確定しておりませんので、3月補正予算で増額する予定であります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 福祉課長服部 豊君。

○福祉課長（服部 豊君） 款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節19 扶助費の日中一時支援費につきましては、障害者及び障害児の日中における活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び日常的に介護をしている家族の負担軽減を図ることを目的とした事業でございます。今回の扶助費の増額補正につきましては、申請数及び利用料が当初の見込みより増加が見込まれるため計上したものでございます。ここ数年、利用者が増加している状況となっており、特に介護者の高齢化や共働き家庭の増加など障害者を支えておられる家族の負担軽減に対するニーズが高まっており、サービス利用が増えています。このような状況を踏まえ、増額の補正予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（大越勇一君） 財政課長木村宜孝君。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、45ページの款9教育費、項4社会教育費、目2文化センター費の文化センター管理事業の工事請負費の減額補正でございますけれども、こちら、現年度予算につきましては2,565万2,000円の減という形になりますけれども、5ページの継続費補正のほうも御覧いただきたいのですけれども、当初予算、こちらは2億1,162万9,000円ということで予定してございました。入札の結果、1億4,757万6,000円ということで落札、契約されている案件でございます。トータルで6,405万3,000円の減という形になってございます。

こちらにつきましては、一般競争入札に付しましたところ複数の業者より入札がございまして、その入札結果によりまして契約となっているということでございます。議員御指摘のとおり、昨今の物価高の状況下、業者の方につきましては競争原理のほう働きまして、このような金額で落札になったということでございますので、そういったところの市場原理が働いたのかなということでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長亀谷英一君。

○生涯学習課長（亀谷英一君） 町民運動会運営サポート業務委託につきましては、今年度開催した第51回利根町民運動会において、二所ノ関親方及び所属の幕下力士に参加していただくためのものでございます。予算計上の段階においては、二所ノ関親方も参加可能との回答をいただいております。準備を進めてまいりましたが、契約を交わす段階で親方のスケジュールの都合で参加ができなくなったため、幕下力士4名分の契約を交わしました。親方への依頼分について、今回減額するものでございます。

○議長（大越勇一君） 船川京子君の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光君。

○8番（井原正光君） それでは質疑をいたします。

まず継続費補正、今の船川議員も関連して、関連というか質疑されましたけれども、あまりにも大きい減額なのです。6,405万3,000円も入札でもって減額、これは設計業者と落札業者というか、業者がもし話合いでもやっていたら、まるっきりもうけられちゃうじゃないですか。どこかに設計上や何かのミスがあったのではないかと私は思うのです。2億円で6,000万円の差異があるというのは、とてもじゃないけれども私どもは考えられないです。もう少し何かチェックしたら、こういうのが出てきたとか何とかと、そういうのはないのですか。

次の、キノコ、これはさきに説明を聞きましたから結構です。

それで歳出のほう、42ページのがんばる農業、これは2件が辞退されたというようなことで489万8,000円が減額されています。この辞退した理由、何で辞退されたのか、その辺

を説明願います。

それから48ページの町民運動会の減額44万円、これはお聞きいたしました。今、これもやはり船川議員のほうからの質疑があって分かりましたけれども、町長は議会の初日に、多くの皆様が参加してというふうなことでもって町民運動会についてお話しされました。私は多くの皆様が参加したとは全然思っていないので、年々何か参加者が少なくなっているように私は感じています。

そこで運動会の見直し、以前はよく区長さんなんかにお話しし、あるいは自治会長さんなんかにお話しして、こういうことをやりますよということでもって参加をいただいてにぎやかだったのだけれども、だんだんだんだんしぼんできちゃった。今回の減額と関係あるかどうかは分かりませんが、運動会の見直し、これを何か、もうああいう運動会であればやめたほうがいいのかと私は思います。もう少し町民こそっともって参加者を多くして、それで運動会を盛大にやるというふうにする手だて、あるいは廃止するのか、その辺の方向性にまで突っ込んだ考えをいただければありがたいというふうに思います。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑に対する答弁を求めます。

生涯学習課長 亀谷英一君。

○生涯学習課長（亀谷英一君） 継続費のほうでございますが、当初の予算時につきましては、前年度、概算で積算しまして近年の資材及び人件費の高騰が考えられることから、割増しをして予算は計上しております。実際今年度に入りまして、国の基準だったり茨城県の基準を基に積算のほうを見直ししましたところ、今回の予定価格になりました。その差で2,100万円ほどございます。今回、入札の予定価格と落札価格の差が4,200万円ほどございますが、こちらは企業努力というのもあると思いますが、今回の工事の主な内訳でございますが、労務費、人件費ですけれども、また仮設費、照明器具等の材料費、あと会社経費になってくると思います。この中で、労務費だったり仮設費、会社経費はなかなか削ることは難しいかと私は考えておりまして、今回の工事でウエートを占めているのは、照明器具の材料費でございます。この材料費は、各業者でメーカーとの取引状況だったり実績等で仕入れの価格におのおの差が出てくるものだと思っております。結果として材料費の価格が抑えられたものではないかと考えております。

あと運動会のほうでございますが、今年度の減額をしましてお相撲さんの件につきましては、なかなか親方のスケジュール調整が非常に困難であるため、来年度以降は見直しを含め検討していきたいと考えております。

また、全体的に種目等実行委員会と相談しながら、先ほどと同じように見直しを含めて検討をしていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 農業政策課長大越正博君。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越正博君） 42ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負・補・交、がんばる農業者等支援事業につきましては、

転作目標を達成していることを採択要件の一つとしております。実施予定だった2名の農家から、今年は転作をしないので、この事業も申請しないとの報告を受けたものでございます。

○議長（大越勇一君） 井原正光君。

○8番（井原正光君） まず継続費の補正、今の要するに何ていうのか、材料とメーカー、材料等の関係でこういうふうになったのではないかというようなお話がございまして、その辺はそれで理解できるのですけれども、であれば、金額的からいうと材料が入ってこなきゃしょうがないのだけれども、金額的からいうと別に継続費じゃなくても、金額からするとだよ、単年度でもできちゃったのではないかというような金額だよ、単年度の金額と同じだから全体の入札金額が。そういうことで今後こういう、照明器具ばかりじゃありませんけれども、工事に対しては設計の段階と入札の段階で差異が大きい場合は、何がそこにそういう差異ができたのだろうかと、設計をチェックすると、検討すると、そういうことが必要なのではないかと思うのです。あまりにも我々の審議に対して、何か、おちよくっているような金額だよ。2億円の予算で6,000万円も業者が入札において減額すると、とてもじゃないけれども考えられない数字なので、ひとつこの辺よくチェックしてもらいたいなというふうに思うのです。

それから42ページのがんばる農業支援、転作ができてなかったから自ら辞退したのだというようなことだろうと思うのですけれども、今はまだ転作は進めているのですか。

○議長（大越勇一君） 農業政策課長大越正博君。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越正博君） 今では主食用米の目標生産数量を農家の方にお知らせしております。主食用米の生産目標数量を面積に換算してお知らせしております。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑が終わりました。

次に、6番峯山典明君。

○6番（峯山典明君） それでは、議案第73号の質疑をさせていただきます。

こちら歳出の質疑になります。

まず一つ目に、款2総務費、項1総務管理費、目7地域振興費、地域おこし協力隊活動事業委託料の8万6,000円、こちらがまだ着任していないにかかわらず事前にサポート業務を委託する理由について伺います。

二つ目に、款4衛生費、項1保健衛生費、目4健康増進等複合施設運営費、備品購入費のレジスター8万6,000円、これは先ほど議案第71号のときに少し説明ございましたけれども、同じく正面玄関の総合窓口だと思いますけれども、それで合っているのかどうか改めて伺います。

最後三つ目に、款9教育費、項4社会教育費、目8図書館費、こちらは採用できなかったということですが、101万6,000円、この採用できなかった理由について伺います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

34ページの款2総務費、項1総務管理費、目7地域振興費、地域おこし協力隊活動事業の委託料8万6,000円の増額につきましては、1月付で新しく地域おこし協力隊2名が就任されるということで、1月にサポート業務のほうの委託契約を変更して2名を追加したいと思ひまして、今回、12月のほうの補正予算のほうに計上してございます。ですので、この2名分の1月、2月、3月分の8万6,000円の増という形でございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 保健福祉センター所長山田博子君。

○保健福祉センター所長（山田博子君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えします。

40ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4健康増進等複合施設運営費、健康増進等複合施設運営事業の備品購入費、レジスターの購入でございますけれども、こちらに関しましては、令和8年4月から使用料を徴収するに当たり準備するものでございまして、設置場所に関しましては、増進施設のほう入り口を入れて正面の総合窓口内に設置をいたします。また、使用者につきましては指定管理の業務として社会福祉協議会において行っただき、総合受付の担当者が使用する予定でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長亀谷英一君。

○生涯学習課長（亀谷英一君） 今回の採用できなかった理由でございますが、会計年度任用職員の用務員は、図書館の清掃のため雇用しているもので、2名分の予算を計上しておりましたが、今年度は1名のみのため欠員となった分の報酬を減額させていただきました。欠員の補充のため図書館協議会委員などに相談し、図書館の職員も適任者を探しておりましたが、採用には至りませんでした。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 2回目の質疑をさせていただきます。

まず一つ目に、総務費の地域振興費について伺います。先ほど、まだ着任していないにもかかわらず事前サポート業務委託する理由について伺いましたけれども、まだ着任していないにもかかわらずというのは、どのようなサポートが必要なのか分からない段階であるにもかかわらず、このサポート業務を今の段階で入れなければいけない、その理由を改めて伺います。

そして教育費の図書館費、こちらは採用できなかった理由を伺いましたけれども、今現在、見込みよりも1名少ないことに対して今後どのようにされるのか伺います。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） まず隊員のほうのサポートでございますが、就任されたばかりでなかなかなじめなかったりとか、相談する相手がいないということで、業務委託をされている方に日中いつでも電話で相談できるような体制を取っております。そのほか個別にサポート業務を行うわけではなくて、今いる利根町のほうの4名の地域おこし協力隊、この方々と一緒になってサポート業務を行っていきますので、いろいろ隊員同士の交流の場であったりとか、また情報共有の場、また、この隊員はこういうふうな活動をしていて、今後こういうふうな出口戦略を持っているとか、そういうことも一緒になってすぐに情報収集することによって、また新たな活動の場が広がると思いますので、1月就任後すぐに委託契約をして、できる限り早くサポートをしたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長亀谷英一君。

○生涯学習課長（亀谷英一君） 今後ということですが、ほかの生涯学習施設は、用務員については1人体制で対応しております。現在のやっつけている方に勤務日数や勤務時間を工夫して、ほかの施設と同じように対応していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山典明君。

○6番（峯山典明君） 最後3回目の質疑になります。

改めまして、総務費の地域振興費、こちらが、今、8万6,000円の補正がついております。これは単価で4万3,000円ということですのでよろしいですか。例えば、地域おこし協力隊、もう1人増えたら、これがまたさらに4万3,000円少し増えていくというイメージなのでしょうか。

そしてもう一つ、図書館費の今年度に関しては、そのような体制ということですが、次年度当初予算にはどのように反映されるのか伺います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 積算根拠としましては、1人当たり1万3,000円の2名分を計上してございます。その3か月分ということで、消費税込みで8万5,800円という形で計上させていただいております。

○議長（大越勇一君） 生涯学習課長亀谷英一君。

○生涯学習課長（亀谷英一君） 次年度は1名の体制で予算を取っていきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第73号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第6、議案第74号 令和7年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

10番船川京子君。

○10番（船川京子君） それでは、議案第74号、利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑をさせていただきます。

13ページ、款7町債、項1町債、過疎対策事業債1,100万円の減額についてお聞きしたいと思います。

今年度実施した診療所LED照明改修工事について、当初、過疎対策事業債を財源とする予定だったが、国保診療所の財政調整基金の積立てにより賄うとしたためとの説明がありましたが、なぜそのような組替えをしたのか理由を伺いたいと思います。

○議長（大越勇一君） 船川京子君の質疑に対する答弁を求めます。

財政課長木村宣孝君。

○財政課長（木村宣孝君） それでは船川議員の御質疑にお答えいたします。

議案書13ページ、過疎対策事業債の減額についてでございますが、令和7年度の起債要望といたしまして、一次分の要望といたしまして、約7億円の過疎対策事業債を要望してございます。実際には、一次分の内示額が1億9,000万円ほど減額という形で内示のほうに来てございます。こちらが7月に内示のほうがございました。

現在、二次分といたしまして減額された分を復活要求して、なるべく一般財源との充当を避けるような形で今やっておりますけれども、各工事の入札等による差金分などを差し引いても、年度末に全額を過疎対策事業債で賄えるかというところが不透明な部分がございます。今回、診療所のLED工事分につきましては、施設勘定における財政調整基金において対応していただくような形で対応いたしました。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 船川京子君の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光君。

○8番（井原正光君） 先ほどの一般会計のほうで質疑した内容と同じなのですが、診療

所のＬＥＤ照明改修工事260万7,000円減額されております。この理由についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 井原正光君の質疑に対する答弁を求めます。

保険年金課長古山栄一君。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君） それでは、井原議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず、今回の診療所のＬＥＤ照明改修工事につきましては、指名入札結果を行いまして、その結果、工事額、契約額が858万円となりました。当初予算額は1,118万7,000円で行いまして、その差額が先ほどお話しいただいたとおり、260万7,000円を今回減額したものでございます。

今回の工事につきましては、2026年1月から2027年度末に行われます蛍光灯の製造、輸出入の終了に伴いまして、診療所内の照明器具をＬＥＤに交換する工事を行ったものでございまして、こちらにつきましては、予算の計上の根拠でございますが、当初、予算の計上時には業者により見積りを取りまして、その見積り額を参考に計上をしております。その後、国、県の積算基準を基に積算をさせていただきまして予定価格を設定し、請負金額は指名競争入札によるもので、その結果その差額が出たということでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第74号 令和7年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を13時30分とします。

午前11時53分休憩

午後 1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第7，議案第75号 令和7年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第75号 令和7年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第8，議案第76号 令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから，議案第76号 令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第9，議案第77号 令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第77号 令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第10、議案第78号 令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第78号 令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第5号）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君） 日程第11、議案第80号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第80号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を同意することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第80号は同意することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第12、議案第81号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第81号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を同意することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第81号は同意することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

タブレットに掲載したとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、タブレットに掲載のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（大越勇一君） 日程第14、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査（審査）の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載した所管・所掌事務の審査及び調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

この申出のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君）　ここで、茨城県南水道企業団に所属する議員から議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

茨城県南水道企業団議会報告について

茨城県南水道企業団議会議員船川京子君。

〔茨城県南水道企業団議会議員船川京子君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（船川京子君）　茨城県南水道企業団議会の報告をさせていただきます。

令和7年第1回茨城県南水道企業団議会臨時会が10月15日に開催され、提案議案は1件、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。

これは、経費削減及び効率性の向上を目的に、検針及び水道料金の支払いを毎月検針、毎月請求から、隔月検針、隔月請求に変更するため条例の改正を行うものであり、全員賛成で可決されました。

これに伴い、利根町の下水道料金につきましても、毎月検針、毎月請求から、隔月検針、隔月請求に変更となるため、今定例会において関係条例の改正が上程され、可決されました。

次に、10月23日、24日に行われました視察研修について御報告いたします。

1日目は、北海道石狩市にて企業団で水管橋の材料として採用している株式会社新興工業石狩工場の視察研修を実施し、2日目は、北海道札幌市水道局の藻岩浄水場にて浄水場及び水力発電所施設の視察を行いました。

報告は以上です。

○議長（大越勇一君）　報告が終わりました。

○議長（大越勇一君）　最後に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君）　令和7年第4回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

12月2日から本日まで9日間にわたり行われました今定例会でございますが、ここに全日程を終了し閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には慎重なる御審議をいただいた結果、委員会付託案件につきましては継続審査となりましたが、そのほか御提案申し上げました案件につきまして、原案のとおり可決並びに御承認をいただきました。心より御礼を申し上げます。

本定例会の会期中、一般質問、また議案審議の過程で議員の皆様からいただきました御

意見や御提案につきましては真摯に受け止め、今後の町政に生かしてまいりたいと思っております。

本年も残すところあと僅かとなりましたが、先日の８日の深夜に青森県東方沖で地震が発生し、一部地域では震度６強を観測いたしました。この地震により道路の陥没や火災が生じたほか、津波警報や津波注意報が発令されました。今後も大きな余震が発生する可能性がございます。町では防災に力を入れておりますが、町民の皆様におかれましても常日頃から災害への備えをお願いしたいと思っております。

また、全国的にインフルエンザが流行しており、町内小中学校でも学級閉鎖や学年閉鎖による対応を迫られております。皆様におかれましては、健康に十分留意され健やかな新年を迎えられますよう心から御祈念申し上げまして、議会定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。９日間大変お疲れさまでございました。

○議長（大越勇一君） 発言が終わりました。

○議長（大越勇一君） 以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和７年第４回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和８年第１回定例会は、３月３日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後１時４２分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する

利根町議会議長 大 越 勇 一

署 名 議 員 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 篠 塚 敦